

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正請求棄却処分取り消し請求控訴事件
国側当事者・国(北沢税務署長ほか)

令和3年2月24日棄却・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号(第1事件)、令和●●年(〇〇)第●●号(第2事件)、令和2年4月7日判決、本資料270号-47・順号13407)

判 決

控訴人(第1事件原告)

甲

(以下「控訴人甲」という。)

控訴人(第2事件原告)

乙

(以下「控訴人乙」という。)

被控訴人(第1事件被告兼第2事件被告)

国

同代表者法務大臣

上川 陽子

第1事件処分行政庁

北沢税務署長

伊藤 達也

第2事件処分行政庁

世田谷税務署長

豊間根 岳

同指定代理人

河合 陽介

同

淵 政博

同

倉田 将幸

同

畑山 茂樹

同

増永 寛仁

同

森西 ひとみ

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事実及び理由

(略称は原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 第1事件

(1) 北区税務署長が、平成30年4月20日付けで控訴人甲に対してした同控訴人の平成27年分所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(2) 北区税務署長は、控訴人甲に対し、同控訴人の平成27年分所得税及び復興特別所得税につき、株式等に係る譲渡所得等の金額を「2314万6096円」、還付金の額に相当する

税額を「601万2370円」とする更正処分をせよ。

3 第2事件

- (1) 世田谷税務署長が、平成30年4月20日付けで控訴人乙に対してした同控訴人の平成27年分所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- (2) 世田谷税務署長は、控訴人乙に対し、同控訴人の平成27年分所得税及び復興特別所得税につき、株式等に係る譲渡所得等の金額を「793万円」、還付金の額に相当する税額（ただし、確定申告における還付金の額に相当する税額に加算すべき金額として計算したもの）を「248万3340円」とする更正処分をせよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人らは、いずれも相続により取得した上場株式等を譲渡して（本件各譲渡）、譲渡益（本件各譲渡益）を得たが、所得税及び復興特別所得税（所得税等）の確定申告（本件各確定申告）において、本件各譲渡に係る譲渡所得を含めなかった。

その後、控訴人らは、これについて、本件各譲渡に係る譲渡所得の金額を含めることとした上で、その所得金額について、租税特別措置法（平成30年法律第7号による改正前のもの。措置法）39条1項に基づき計算されるべきであるとして、控訴人甲は北沢税務署長に対し、控訴人乙は世田谷税務署長に対し、それぞれ更正の請求をした（本件各更正の請求）が、北沢税務署長及び世田谷税務署長は、いずれも更正をすべき理由がない旨の通知処分をした（本件各通知処分）。

控訴人らは、上場株式等の譲渡所得の金額の計算上、措置法39条1項を適用しないのは違法であるなどと主張して、本件各通知処分の取消しを求めるとともに、更正処分（控訴人甲については、株式等に係る譲渡所得等の金額を「1386万4856円」、還付金の額に相当する税額を「743万3908円」とする更正処分、控訴人乙については、株式等に係る譲渡所得等の金額を「154万9000円」、還付金の額に相当する税額（ただし、確定申告における還付金の額に相当する税額に加算すべき金額として計算したもの）を「346万0590円」とする更正処分）の各義務付けを求めた。

原審は、本件各通知処分の取消しの請求を棄却し、各義務付けの訴えを却下した。

これに対し、控訴人らが控訴し、本件各通知処分の取消しを求めるとともに、更正処分（ただし、控訴人甲については、株式等に係る譲渡所得等の金額を「2314万6096円」、還付金の額に相当する税額を「601万2370円」とする更正処分、控訴人乙については、株式等に係る譲渡所得等の金額を「793万円」、還付金の額に相当する税額（ただし、確定申告における還付金の額に相当する税額に加算すべき金額として計算したもの）を「248万3340円」とする更正処分）の各義務付けを求めた（各義務付けの訴えについては一部控訴）。

2 当事者の主張等

関連法令の定め、前提事実及び争点は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 4頁14行目の「同年」を「平成28年」に改める。
- (2) 5頁26行目の「本件」から6頁1行目の「知らなかったために、」までを削除する。
- (3) 7頁11行目の「ア」及び17行目から8頁10行目までをいずれも削除する。

(4) 8頁13行目の「措置法39条1項に基づいて」から19行目末尾までを以下のとおり改める。

「措置法第39条1項に基づき、本件各譲渡に係る譲渡所得の取得費に加算すべき相続税について、被控訴人が主張する後記の計算方法に従い計算すると、控訴人甲につき、株式等に係る譲渡所得の金額が2314万6098円、還付金の額に相当する税額が601万2370円、控訴人乙につき、株式等に係る課税譲渡所得の金額が793万円、還付金の額に相当する税額（ただし、確定申告における還付金の額に相当する税額に加算すべき金額として計算したもの）が248万3340円となる。」

(5) 10頁9行目の冒頭から23行目の「イ」までを削除する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人らの請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 15頁1行目の「相続財産」の次に「を取得した相続人等」を加え、2行目から3行目にかけての「相続税法22条」を「相続税法1条の3、22条」に改める。

2 15頁14行目及び15行目を以下のとおり改める。

「このように、相続人に課される相続税は、相続時における相続人固有の経済的利得に対するものであるのに対し、同じく相続人に課される被相続人の保有期間に係る増加益に対する所得税は、被相続人固有の増加益に対する課税の繰り延べによるものであるから、相続人が相続した相続財産に課される相続税と相続財産を譲渡した場合に課される所得税とが二重に課税されたものということとはできない。」

3 16頁7行目の次に改行して以下のとおり加える。

「控訴人らは、最高裁平成17年判決によれば、譲渡所得の金額を定める所得税法33条3項の「資産の取得費」に本件相続に係る相続税を加算すべきであり、また、最高裁平成●●年(○○)第●●号同22年7月6日第三小法廷判決・民集64巻5号1277頁によれば、本件各譲渡に係る譲渡所得についての所得税の源泉徴収のうち、本件相続時点での含み益については、本件相続に係る相続税で課税しているから、二重課税に当たり、所得税法9条1項16号に違反すると主張するが、いずれも本件とは事案と異なるものであるから、控訴人らの主張は採用できない。」

4 16頁8行目の「エ 以上によると」を「(2) したがって」に改める。

5 16頁10行目から17頁21行目までを削除する。

第4 結論

以上によれば、第1事件及び第2事件に係る各訴えのうち、本件各義務付けの訴えはいずれも不合法であるから却下すべきであり、また、控訴人らのその余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきであって、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 村上 正敏

裁判官 田中 芳樹

裁判官 板野 俊哉